

川崎市都市景観条例第15条第1項に規定する関係住民に関する基準

川崎市都市景観条例（平成6年川崎市条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する関係住民とは、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第15条第1項に規定する都市景観形成地区の区域内（以下「地区内」という。）に住所を有する者
- (2) 地区内の土地の所有権を有する者
- (3) 地区内の土地又は建物について賃貸権を有する者
- (4) 地区内の土地について建物の所有を目的とする対抗用件を備えた地上権又は賃借権を有する者
- (5) 都市景観形成地区とほぼ同一の区域で、町内会、商店街振興組合等の団体（以下「市民活動団体」という。）による市民活動が行われ、かつ、当該市民活動が都市景観形成地区における都市景観の形成の推進に関する活動と一体となっていて行われていると認められる場合における、当該市民活動団体の構成員
- (6) 都市景観形成地区の区域の一部が景観計画特定地区に移行した場合の当該景観計画特定地区内の住民等

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。